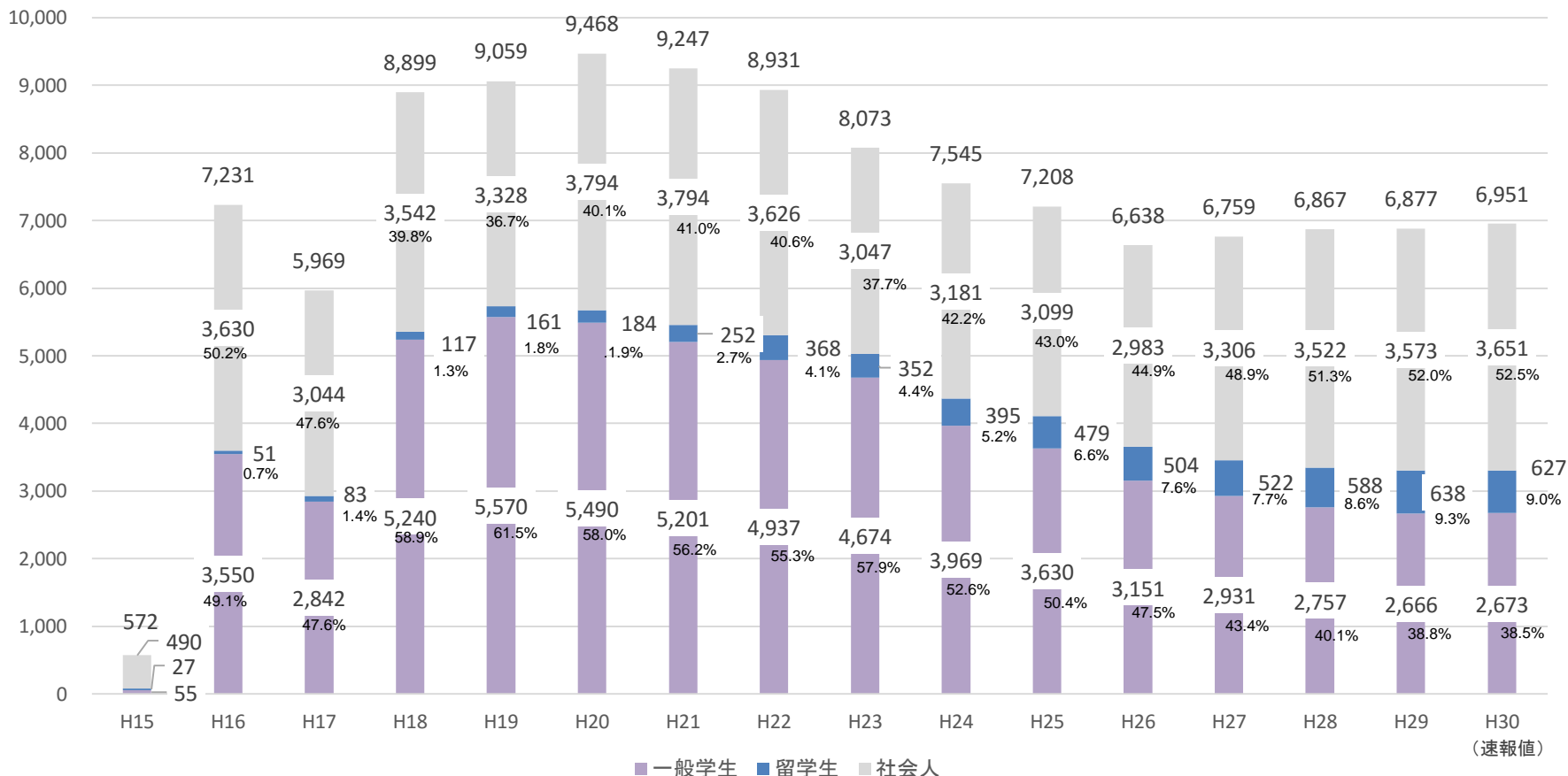


■ 専門職大学院入学者の推移

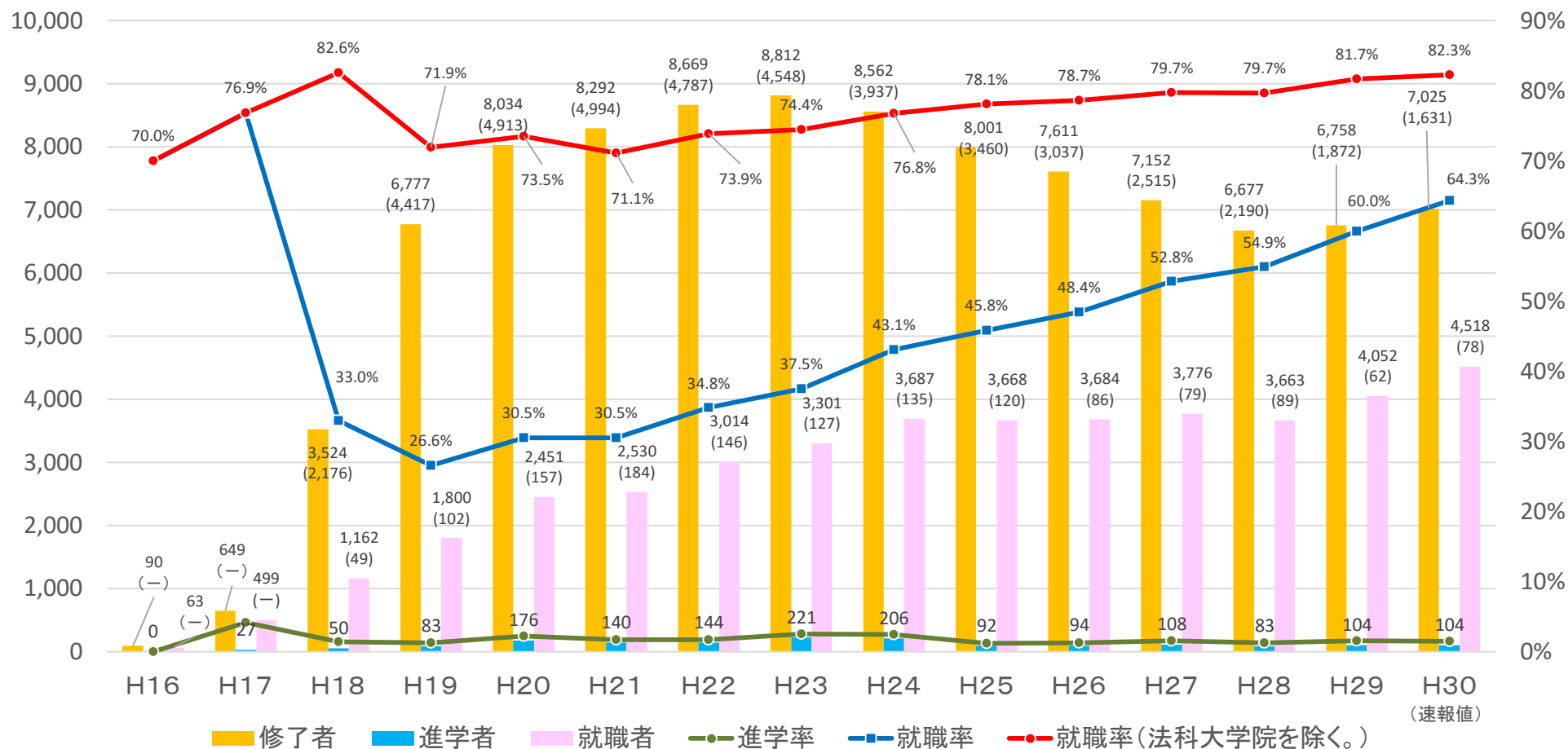
●平成15年度より創設された専門職大学院では、開設後10年程度は大幅な増加や減少があったが、ここ5年程度は一般学生、留学生、社会人の比率はほぼ一定で推移している。平成26年度以降で見ると、一般学生は緩やかに減少傾向にあり約4割を占め、留学生は全体の1割未満ではあるものの増加傾向にある。社会人学生は約5割を占め微増を続けており、全体としては微増傾向にある。



出典: 学校基本統計

■ 専門職大学院修了者数、進学者数及び就職者数の推移(全体)(5月時点)

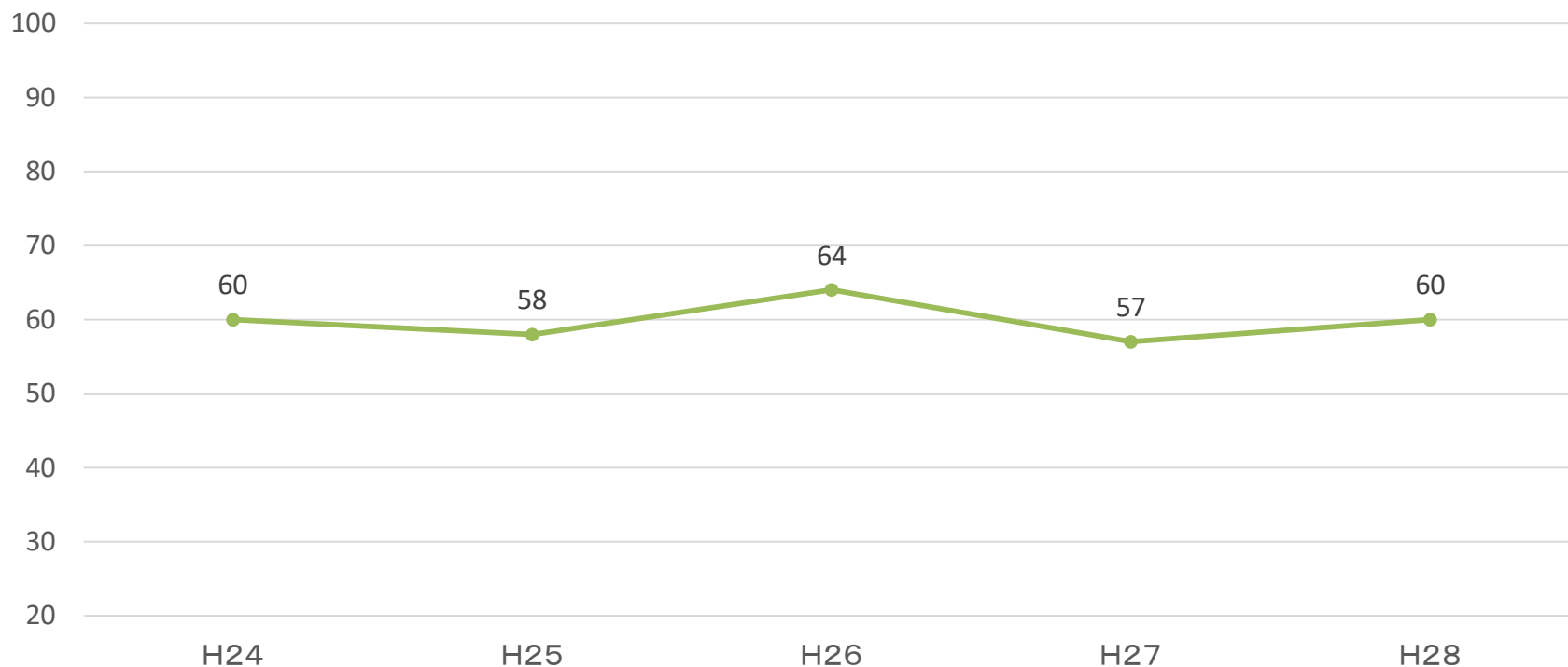
- 専門職大学院は平成16年度に初めて修了者が出て以降、就職者数と割合は増加傾向にある。
- 法科大学院修了者は数が多く、また、試験準備等で就職者とならない割合が高いため、参考として括弧内に示している。近年は法科大学院修了者の減少が進み、また、専門職大学院全体の就職率が6割を超えるようになっている。
- 平成30年度の速報値では、専門職大学院全体での就職者数は約6割、修了者数の23%が法科大学院修了者であり、これを除いた就職率は8割を超える。



(注)・就職者とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。また、有職者も就職者にカウントしている。
 ・括弧内の数値は、参考として法科大学院における該当者の数を示す。出典：学校基本統計

■ 専門職大学院から博士課程への進学者数

- 専門職大学院から博士課程への進学者数は、ほぼ横ばいである。



	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	7,889人	7,653人	7,156人	6,619人	6,878人

年度別教員数推移

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率
ビジネス・MOT	568	311	54.8%	575	322	56.0%	569	322	56.6%	593	338	57.0%	593	344	58.0%	611	347	56.8%	627	371	59.2%
会計	247	111	44.9%	234	105	44.9%	232	104	44.8%	218	105	48.2%	204	92	45.1%	190	82	43.2%	183	81	44.3%
公共政策	113	37	32.7%	123	43	35.0%	124	47	37.9%	121	45	37.2%	118	43	36.4%	114	41	36.0%	106	37	34.9%
公衆衛生	81	30	37.0%	80	33	41.3%	76	31	40.8%	74	27	36.5%	78	28	35.9%	73	25	34.2%	90	34	37.8%
知的財産	40	21	52.5%	43	24	55.8%	44	27	61.4%	39	30	76.9%	36	28	77.8%	35	26	74.3%	17	16	94.1%
臨床心理	52	22	42.3%	52	22	42.3%	51	23	45.1%	49	25	51.0%	50	24	48.0%	51	24	47.1%	51	24	47.1%
その他	226	97	42.9%	234	106	45.3%	216	102	47.2%	233	113	48.5%	240	114	47.5%	242	121	50.0%	272	141	51.8%
法科大学院	1,632	534	32.7%	1,607	526	32.7%	1,583	524	33.1%	1,506	496	32.9%	1,401	460	32.8%	1,331	430	32.3%	1,128	350	31.0%
教職大学院	427	191	44.7%	414	183	44.2%	414	187	45.2%	419	194	46.3%	457	210	46.0%	735	341	46.4%	882	410	46.5%
合計	3,386	1,354	40.0%	3,362	1,364	40.6%	3,309	1,367	41.3%	3,252	1,373	42.2%	3,177	1,343	42.3%	3,382	1,437	42.5%	3,356	1,464	43.6%
合計 (法科・教職除く)	1,327	629	47.4%	1,341	655	48.8%	1,312	656	50.0%	1,327	683	51.5%	1,319	673	51.0%	1,316	666	50.6%	1,346	704	52.3%

■ みなし専任教員について

- 実務家教員のうち、3分の2の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年間につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとしている。
- しかし、各分野によって活用状況は様々で、ほとんど置いてない分野も存在する。
- この一つの原因として、最新の知識を有する「第一線で活躍する」実務家は極めて多忙であり、前期・後期に1コマに加えて、半期の1コマ又は集中講義等への対応が必要となる「年間6単位」との条件では、優秀な実務家教員を十分に確保することができないとの課題がある。
- そのため、中教審専門職大学院WGの検討において、年間に担当すべき授業科目を「4単位」とすることが適当であるとされたことを踏まえ、告示の改正を行い(平成30年4月施行予定)、最新の知見を有する実務家教員をみなし専任教員として専門職大学院に配置することを促進する。

①必要な専任教員

1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員又は

2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置

(告示53号第1条第1項)

※1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置

(告示第53号第2条第1項)

※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置

(告示第53号第2条第3項,第5項)

研究者教員

実務家教員

③他の課程との兼務(ダブルカウント)

博士課程(区分制の場合は後期課程)の専任教員の兼務が可能
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員

実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(告示第53号)第2条第2項

(参考) 教員数(平成28年5月1日時点)

(人)

	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員	みなし専任教員活用専攻数
ビジネス・MOT	611	264(43.2%)	347(56.8%)	47(7.7%)	14/32専攻
会計	190	108(56.8%)	82(43.2%)	26(13.7%)	8/13専攻
公共政策	114	73(64.0%)	41(36.0%)	5(4.4%)	1/7専攻
公衆衛生等	73	48(65.8%)	25(34.2%)	1(1.4%)	1/4専攻
知的財産	35	9(25.7%)	26(74.3%)	4(11.4%)	2/3専攻
臨床心理	51	27(52.9%)	24(47.1%)	1(2.0%)	1/6専攻
その他	242	121(50.0%)	121(50.0%)	3(1.2%)	2/14専攻
法科大学院	1,331	901(67.7%)	430(32.3%)	157(11.8%)	51/68専攻
教職大学院	721	387(53.7%)	334(46.3%)	89(12.3%)	31/45専攻

※1 括弧内は全教員数に対する割合を指す。

※2 法科大学院のみ平成28年4月1日現在の教員数である。

■ 専門職学位課程における研究指導について

「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(抜粋)
(平成28年8月10日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ)

II. 具体的改善方策

2. 教育課程等

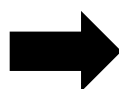
(2) 社会人に対する柔軟で多様な教育機会の提供

○社会のニーズが存在することを前提として、国際的な通用性に留意しつつ、高度専門職業人養成を主目的とした博士レベルの専門職学位の検討を行うことが必要である。

●研究指導の状況について(平成29年5月時点 文部科学省調べ)

修士論文のみ	特定課題研究のみ	修士論文及び特定課題研究の両方	その他	どちらも提供していない	合計
14専攻	59専攻	10専攻	21専攻	26専攻	130専攻

※平成29年4月からの募集停止を表明している大学及び法科大学院を除く全130専攻
※「その他」は成果報告書、事例研究等を行っている大学がある



何かしら研究指導を行っている
専門職大学院は8割(104/130専攻)存在する。

●博士レベルの専門職学位課程の創設に関する各大学院からの主な意見(要約)(文部科学省調べ)

- ・修了生から博士課程への進学ニーズはあるものの、既存の研究者養成を目的とした博士課程はそのニーズに合っていないことから創設が望まれる。
- ・優れた留学生を受け入れるためには博士課程の整備は必須であり、高度専門職業人養成を目的とした博士課程の設置は必要である。
- ・海外では経営、公共政策、公衆衛生、看護等といった分野においてアカデミックな博士課程とは別の学位を授与している。既存の博士課程の学位との違いが明確になるようであれば博士レベルの専門職学位があることは望ましい。
- ・専門職大学創設の流れもあり、専門職学位の一貫した制度構築が必要である。今後職業人養成機能の拡充を考えると、博士課程は必要である。
- ・博士レベルの専門職大学院を創設することにより、進学しやすい体制が整えば、専門職大学院への入学者獲得にもつながると考えられる。
- ・博士レベルの学位についてはその高度な専門性や要求される研究能力を考えると、あえて新たな博士課程を創設する必要性を感じない。
- ・専門職大学院の修了者に対する博士課程教育については、すでに職業人養成に特化した博士課程を持っている大学もあり、現行制度で十分に対応可能であると考えられることから、あまり必要性を感じない。
- ・専門職大学院の広まりが限定的である中で新たな学位を創設することは望ましくない。既存の制度の中で高度専門職業人養成ができる仕組みを構築することが必要ではないか。

■ 国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する

評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H25			H26			H27			H28			H29		
	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数
ビジネス・MOT	14	14	0	7	6	1	8	7	1	1	1	0	2	2	0
会計	7	7	0	5	4	1	2	2	0	-	-	-	-	-	-
公共政策	2	2	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0
公衆衛生	2	2	0	-	-	-	1	1	0	1	1	0	-	-	-
知的財産	1	1	0	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床心理	1	1	0	1	1	0	1	1	0	3	3	0	-	-	-
法科大学院	37	27	7	7	4	3	1	1	0	2	2	0	13	10	3
教職大学院	3	3	0	-	-	-	10	10	0	5	5	0	9	9	0
ファッション・ビジネス	-	-	-	-	-	-	2	2	0	-	-	-	-	-	-
ビューティービジネス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
情報、創造技術、原子力	1	1	0	2	2	0	1	1	0	-	-	-	1	1	0
助産	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境・造園	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-	-
福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
グローバルコミュニケーション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
デジタルコンテンツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
計	70	60	7	25	20	5	29	27	2	13	13	0	30	27	3

※文部科学省調べ ※追評価を除く ※H25の法科大学院については3専攻が保留との評価を受けている。

■ 専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

指定要件の一つとして「認証評価(機関別評価及び専門職大学院評価)において適合相当」がある。

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務
 経理・簿記等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例) MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例) 特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、
 情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:16講座
例) クラウド・IoT 等

■ 国外のビジネススクールに関する認証評価機関の概要

・ビジネススクールに関する主な国外の認証評価機関から認証を受けている我が国のビジネススクールはわずか数校である。

MBAにおける認知度の高い評価機関

名称 (正式名称)	AACSB (the Association to Advance Collegiate Schools of Business)	EFMD (the European Foundation for Management Development)	AMBA (the Association of MBAs)
本部所在地	米国、フロリダ州タンパ	ベルギー、ブリュッセル	英国、ロンドン
設立年	1916年	1972年	1967年
加盟団体数	100か国・地域、1,600超の教育 機関等	88か国900超の教育機関等	70か国以上240超のビジネス スクール
認証を取得した 学校数	816校(53の国・地域)	【EQUISの認証を受けた学校数】 176校(42か国) (EQUIS:EFMDが実施する、大学等の 組織・機関を対象とした認証) (この他、EPASがある)	240校超(70か国以上)
海外の主な 認証取得校	ハーバード大学(米国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)
日本国内の 認証取得大学院	慶應義塾大学※ 名古屋商科大学※ 立命館アジア太平洋大学※ 国際大学※	【EQUIS】 慶應義塾大学※ 【EPAS】 明治大学	名古屋商科大学※

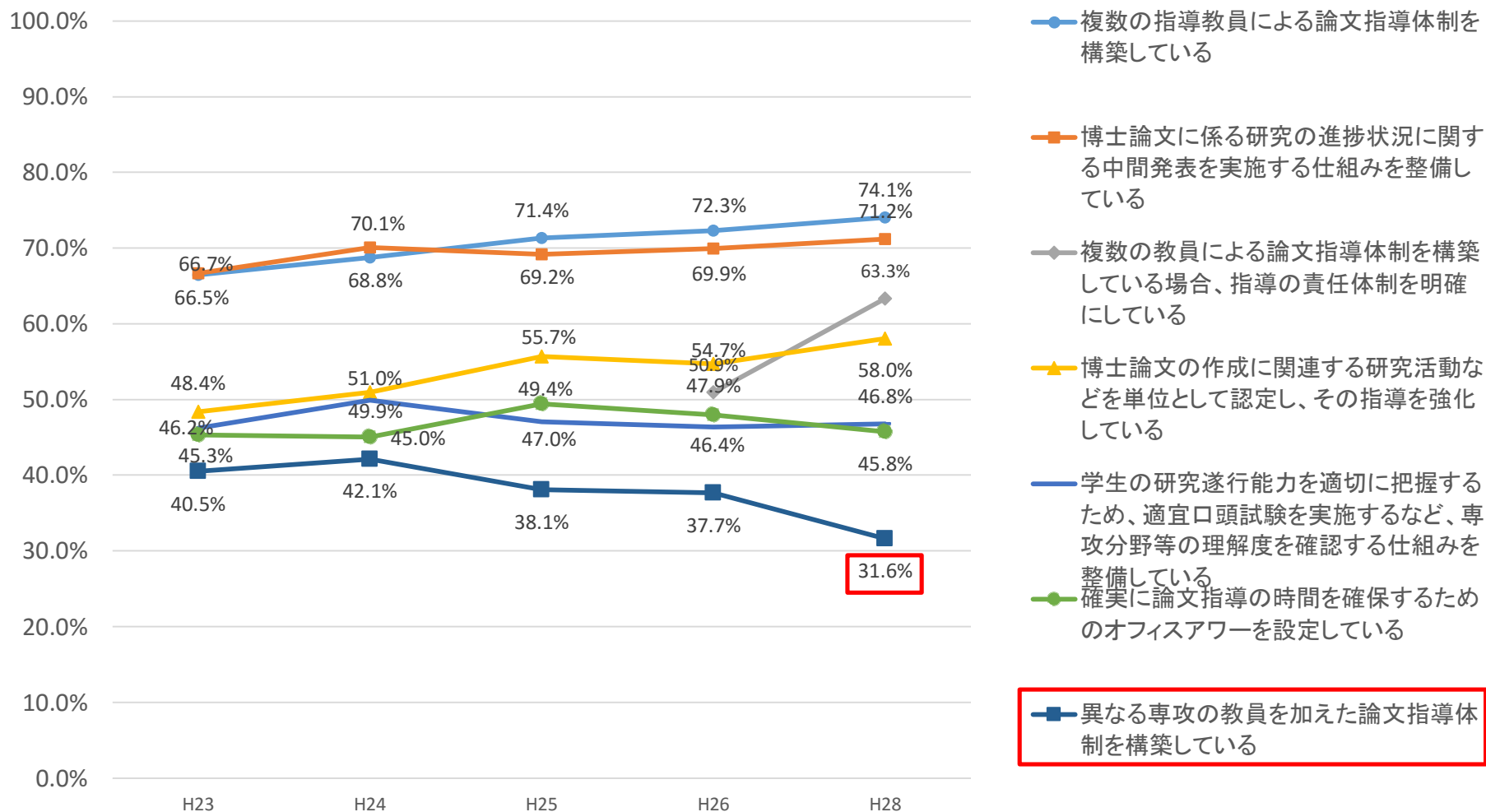
※専門職大学院ではない。

各評価機関のウェブサイトより文部科学省作成

(4) 学位授予

博士課程における研究指導体制に係る取組「分野別」

- 平成28年度時点で「複数の指導教員による論文指導体制を構築している」のは、約7割であるのに対し、「異なる専攻の教員を加えた論文指導体制を構築している」のは約3割と低い。

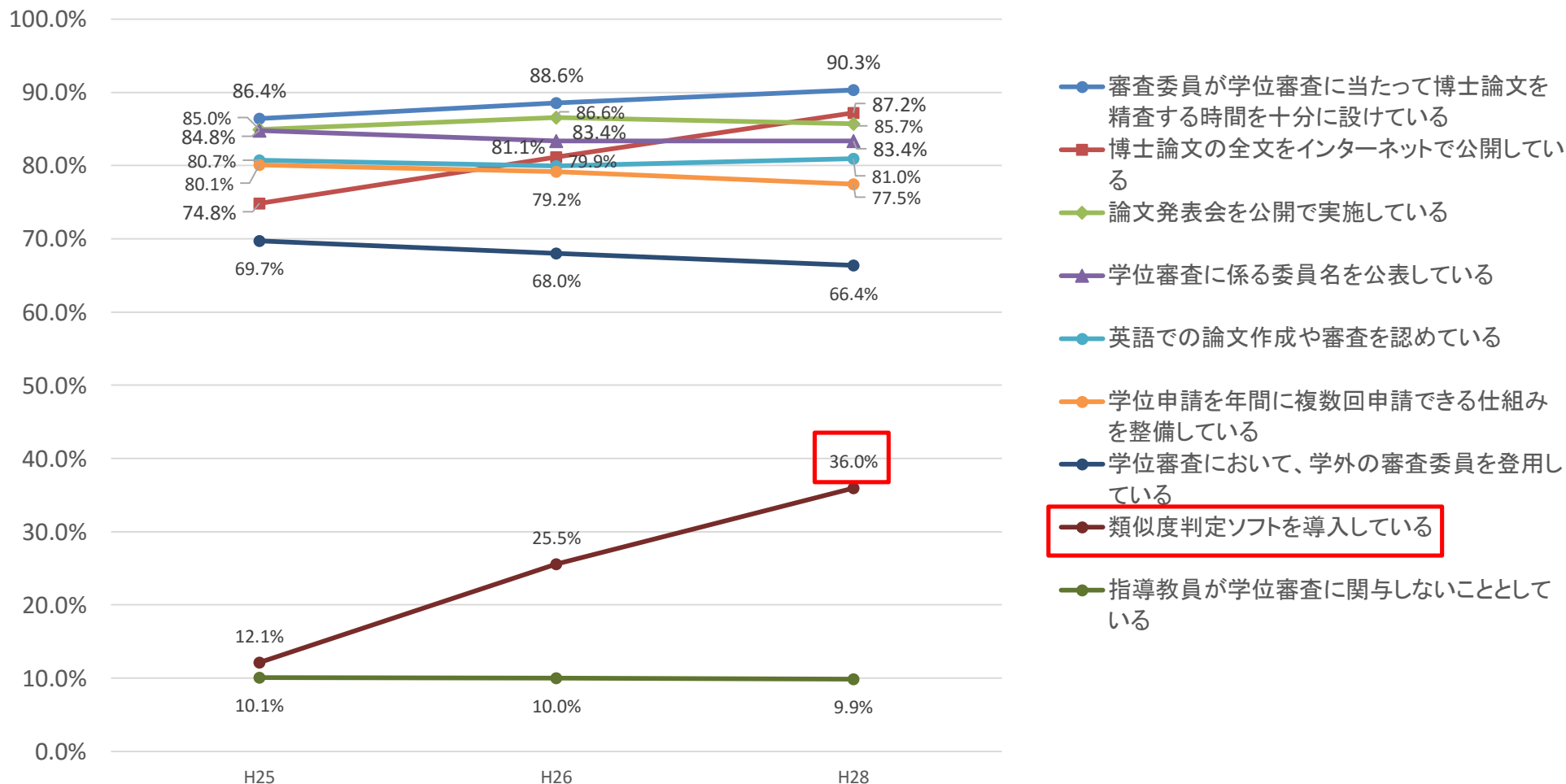


(注) 1 専攻・課程単位で調査
2 各年度10月1日現在

出典：文部科学省委託調査「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成30年3月 リベルタス・コンサルティング)

博士学位審査に係る取組「推移」

- 平成28年度時点で「論文発表会を公開で実施している」のは約9割、「学位審査に係る委員名を公表している」のは約8割、「学位審査において、学外の審査委員を登用している」のは約7割であるのに対し、「盗用検索ソフトを導入している」のは約4割にとどまっている。



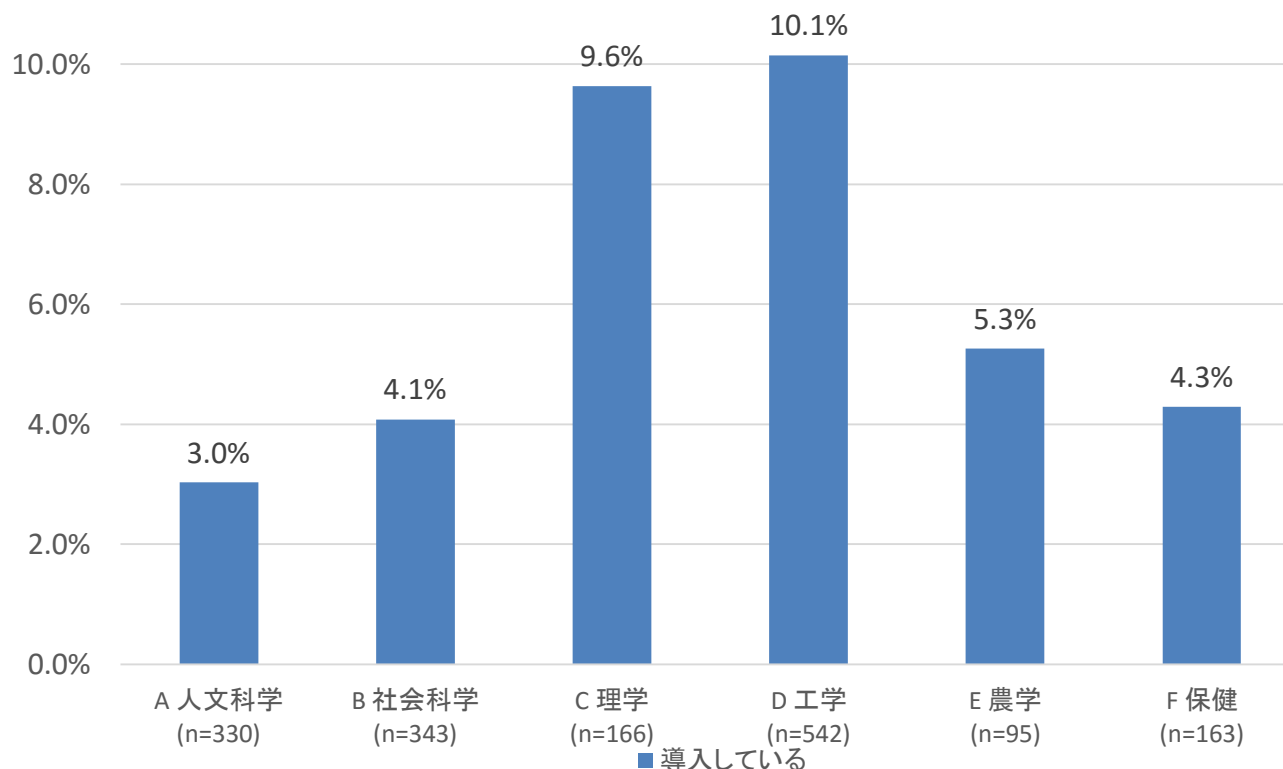
(注) 1 専攻・課程単位で調査
2 各年度10月1日現在

出典: 文部科学省委託調査「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成30年3月 リベルタス・コンサルティング)

博士論文研究基礎力審査の導入率

- 大学院設置基準第16条2に該当する博士論文研究基礎力審査(※)の導入率は「理学」「工学」において高い。

※博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各大学の判断により、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えて、①専攻分野に関する高度の知識・能力及び基礎的素養に関する試験並びに②博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査を、前期の課程を修了し修士の学位を授与する要件とすることを可能とする制度。

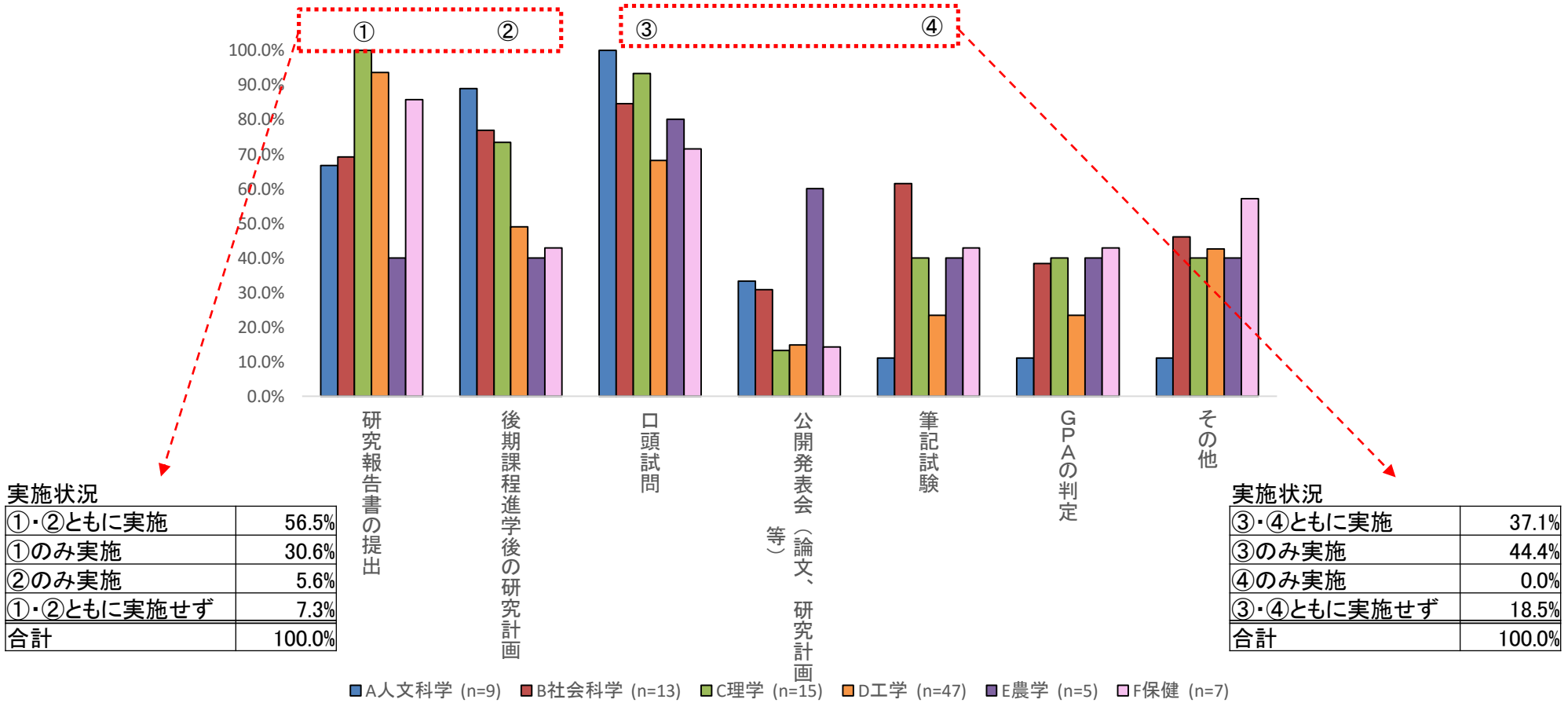


(注) 1 専攻・課程単位で調査
2 各年度10月1日現在

出典: 文部科学省委託調査「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成30年3月 リベルタス・コンサルティング)

博士論文研究基礎力審査の審査内容

- 審査内容としては、「口頭試問」「研究報告書の提出」「後期課程進学後の研究計画の提出」の実施率が高い。
- 「筆記試験」「GPAの判定」については、人文科学の実施率が低い。
- その他としては、「eポートフォリオを用いた学修成果の確認」「自己点検シートの提出」「書面審査」「各種研修の成果発表」などがある。



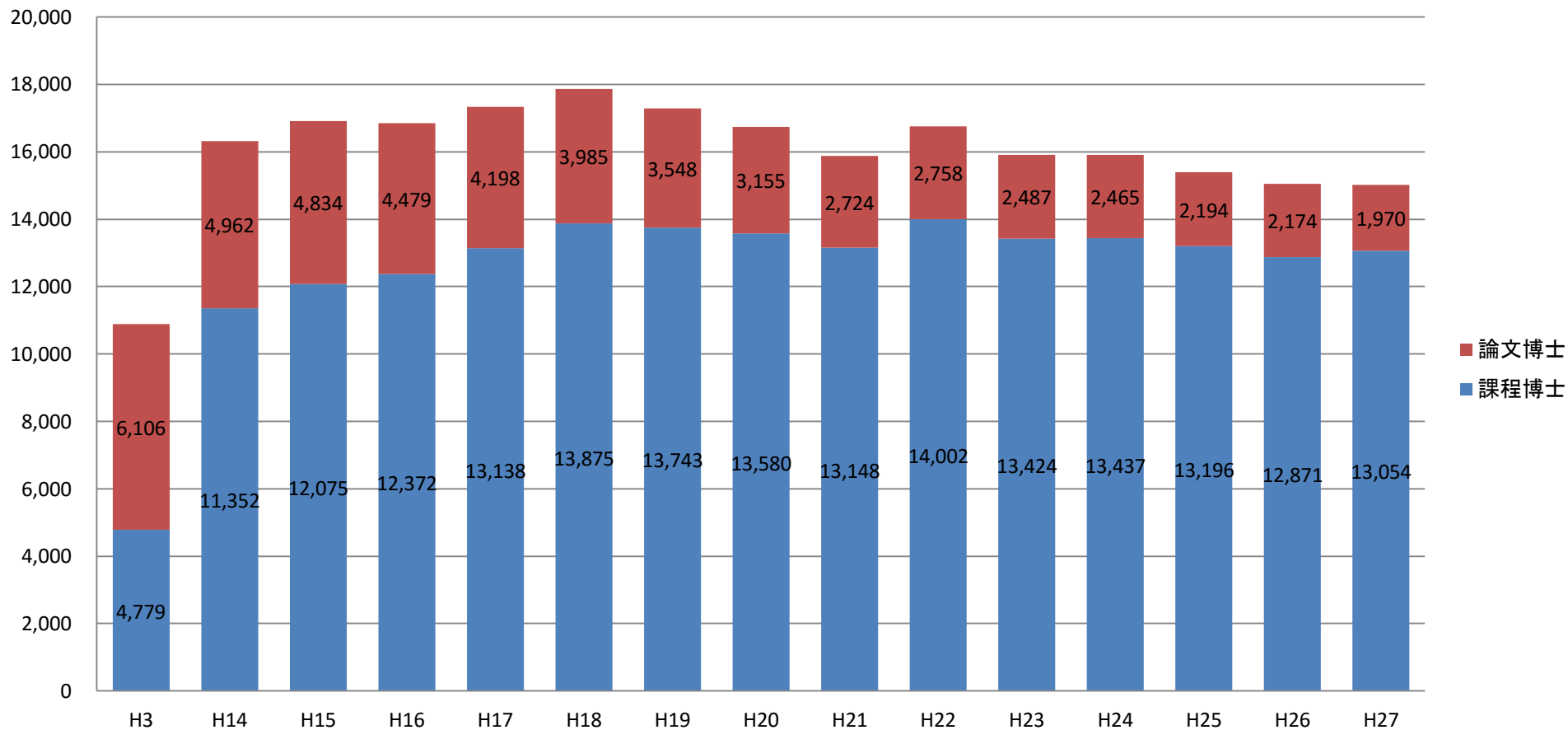
(注) 1 専攻・課程単位で調査
2 各年度10月1日現在

出典: 文部科学省委託調査「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成30年3月 リベルタス・コンサルティング)

博士の学位授与者数の推移

- 学位授与者数は、課程博士は平成18年頃までは上昇傾向であったが、その後はほぼ横ばい。
- 論文博士は、減少傾向。

博士の学位授与者数の推移

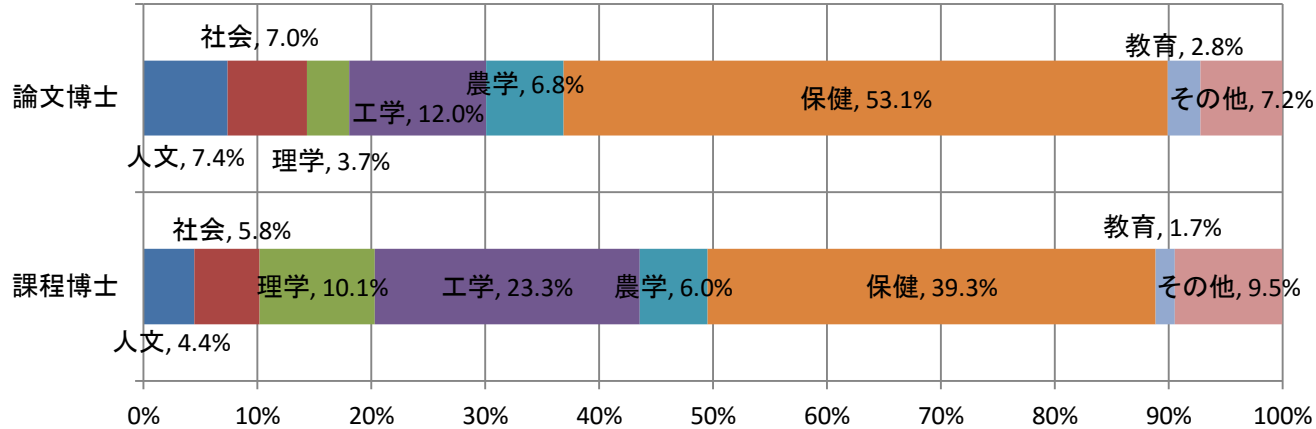
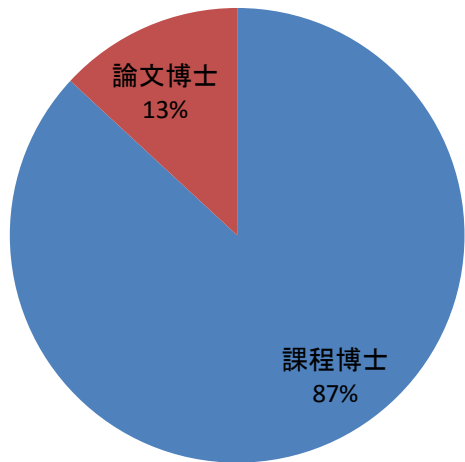


(出典: 文部科学省「学位授与状況調査」)

平成27年度の学位授与の状況

●課程博士及び論文博士の割合と分野別構成比

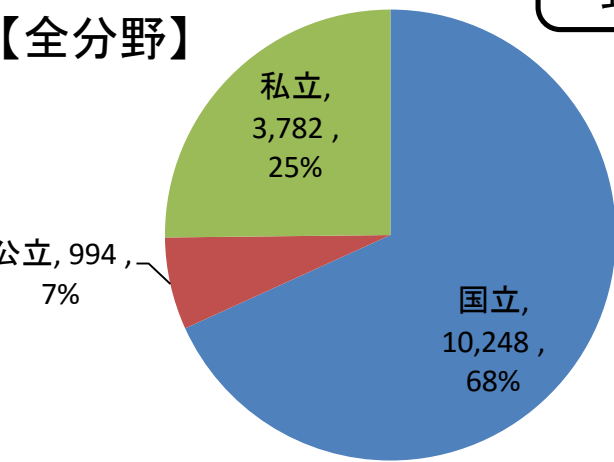
●保健分野は、論文博士に占める割合の方が課程博士に占める割合より多く、理学・工学分野は、課程博士に占める割合が論文博士より多い。



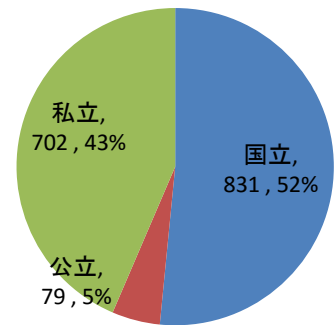
●学位授与総数及び分野別授与数の設置主体別割合

●国公私別の学位授与数は全分野における国公私の割合と比べて、人文社会分野は私立の割合が高く、理工農分野は国立の割合が高い。

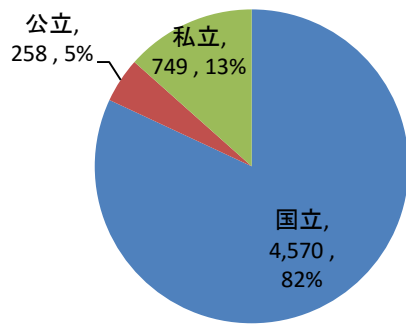
【全分野】



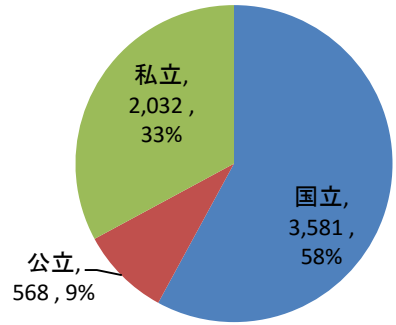
【人文社会】



【理工農】



【保健】

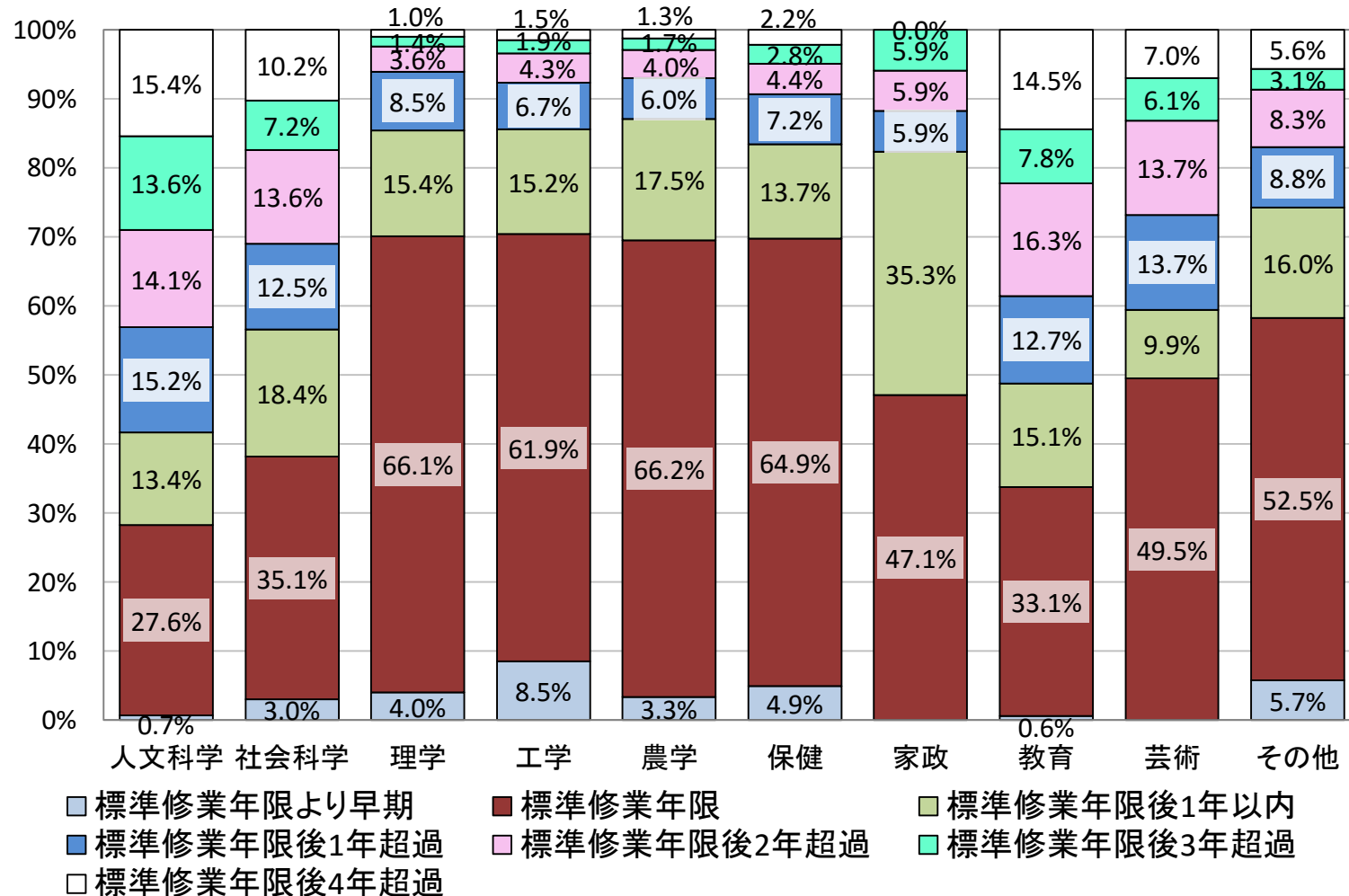


(出典: 文部科学省「学位授与状況調査」)

学位授与者(課程博士)のうち標準修業年限からの超過年別割合

- 「人文科学」「社会科学」において、修業年限からの超過している割合が高い。

平成28年度 学位授与者(課程博士)のうち標準修業年限からの超過年別割合

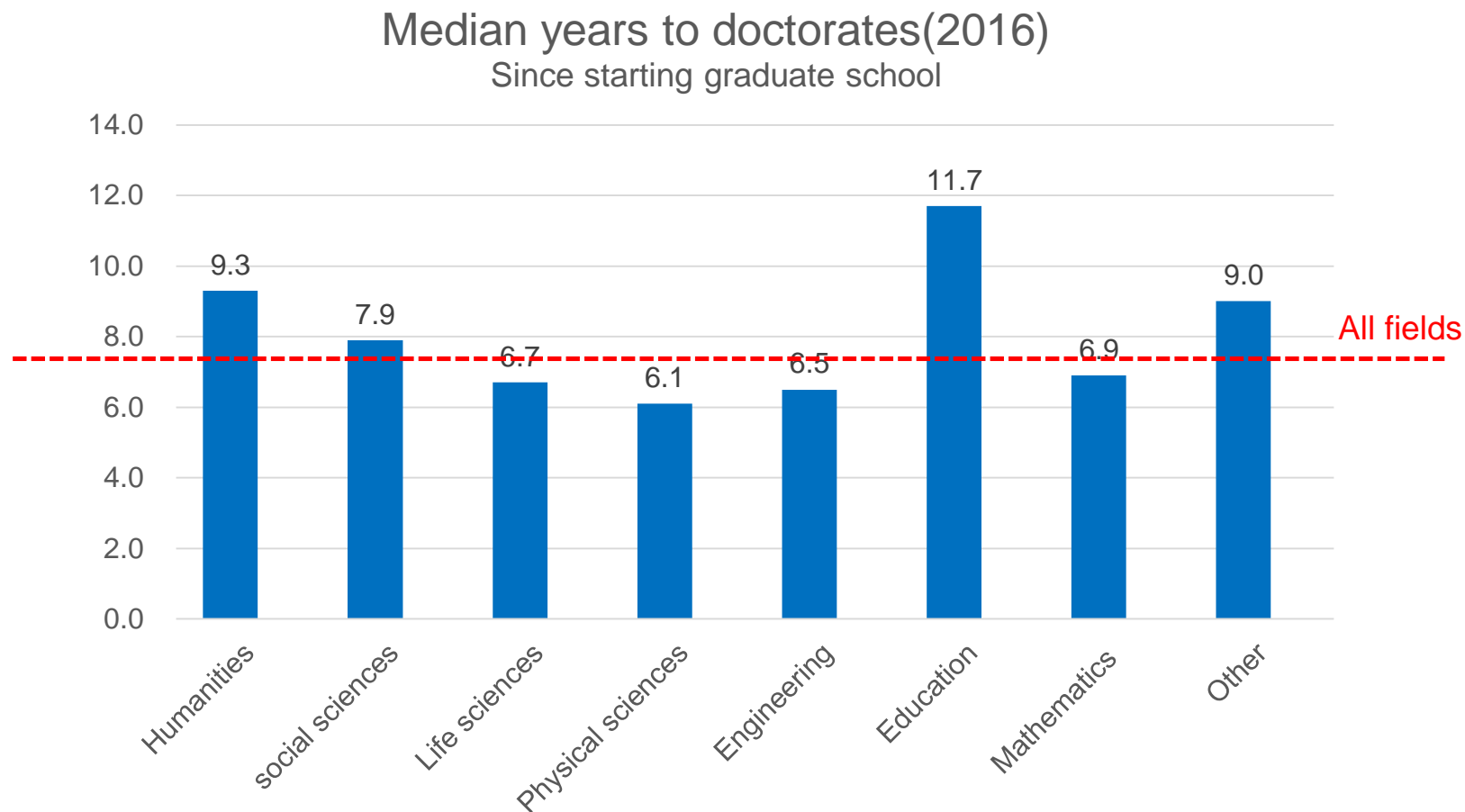


(注) 1 専攻・課程単位で調査
2 各年度10月1日現在

出典: 文部科学省委託調査「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成30年3月 リベルタス・コンサルティング)

■ 米国における博士号取得までの期間

- アメリカにおける博士号取得までの期間は、平均7.3年となっている。



Life sciences Includes agricultural sciences and natural resources; biological, biomedical sciences; and health sciences.

Physical sciences Includes mathematics and computer and information sciences.

Social sciences Includes psychology.

other Non-science and engineering fields not shown separately.

SOURCE: NSF Doctorate Recipients from U.S. Universities: 2016

(5) 優秀な人材の進学促進

①大学院への進学・入学者の状況 について